

具 体 的 行 動 計 画

救護施設 太白荘
令和7年4月

第1条 個人の尊厳の尊重

私たち職員は、全ての人々の基本的人権を積極的に擁護し、利用者一人ひとりをかけがえのない大切な存在として尊重します。

(太白荘行動計画)

私たち職員は、地域社会に対して透明性の高い福祉サービスの提供者を目指し、利用者の権利擁護に積極的に取り組みます。

- 第三者評価を定期的実施し、処遇の透明性の向上を目指します。
- 利用者の障害特性や成育歴、生活歴等の理解に努め、その人に寄り添った支援を目指します。
- 職員から利用者への呼びかけは、敬称「さん」を基本といたします。
- 命令的、威圧的、否定的言動や、無視、無関心的な行動を取ることがないよう支援いたします。

第2条 生活者としての権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活のあり方や仕組みが、これまで慣れ親しんできた地域社会にあることを基本とし、適切なサービスが、利用者本人の意向に沿って行われることを保障します。

(太白荘行動計画)

利用者の了解・理解を得ながら整える個別支援計画を基本にサービスを提供し、その人に相応しい生活の実現に取り組みます。

- 個別支援計画を基に、その人にあった場所で生活が送れるよう支援いたします。
- 生活場面におけるサービスは、本人の意向を尊重するとともに、地域生活を営むことが出来るよう地域の社会資源の情報提供を行い支援いたします。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、健常者と同様の生活が出来るよう地域生活に準じた生活ルールで支援いたします。

第3条 プライバシーが守られる権利の尊重

私たち職員は、利用者の生活におけるプライバシーを守り、また、個人の情報が、承諾なしに勝手に使用されないことを保障します。

(太白荘行動計画)

プライバシーを守るとは、利用者主体のサービス提供の前提であり、必須条件であることを理解し、生活支援をいたします。

- 身体介護の場面では、同性介護を基本とした取り組みをいたします。特に着脱衣・排泄等の支援に当たっては、他者の視線にさらされることのないように支援いたします。
- 利用者個人の居室への出入り・郵便物の開封・私物ロッカー・私物の確認は、利用者の承諾なしにはいたしません。
- 「なんでも相談」等の対応にあつては、相談者のプライバシーを守るとともに、対人的な相談の場合では相談者以外の第3者のプライバシーへの配慮もいたします。
- 宮城県社会福祉協議会個人情報保護規定を遵守いたします。

第4条 不当に財産が侵されない権利の尊重

私たち職員は、利用者の年金、預貯金及び所持金等が不当に侵害されことなく、適切に処理、管理されることを保障します。

（太白荘行動計画）

利用者の財産は、生活保護法を厳守しながら、本人の希望する生活の為に活用できるよう支援いたします。

○私物・預貯金の自己管理に向け、アセスメント～個別支援計画に基づき、支援いたします。

○私物・預貯金の自己管理が現時点ではどうしても困難と判断される利用者に対し、金銭管理について個別的・具体的に支援いたします。

○所持金残高については、定期的に情報の提供を行い、確認していただきます。

第5条 知る権利の尊重

私たち職員は、利用者が必要とする情報を理解できるようにわかりやすく提供し、利用者の知る権利を保障します。

（太白荘行動計画）

自己選択・自己決定に基づいた生活を送るために、利用者一人ひとりに合った提示の仕方、必要な情報をわかりやすく、十分に提供いたします。

○活動や行事等の日常生活の情報は、毎日の「集い」時に全員を対象に伝達いたします。必要に応じ、繰り返し情報を提供いたします。

（口頭伝達・音声情報／掲示板表示・文字情報／図・画像等の利用・活用）

○個々の利用者の理解力に応じ、現物の提供や現地見学・実体験等本人が理解できる具体的な情報提供手段で支援いたします。

第6条 自己決定の保障

私たち職員は、利用者が、あらゆる生活の領域で自らの意思によって選択し、決定する権利を保障します。自己選択・決定にあたっては、十分な説明や同意を得ることに配慮し、また、不当・過度の干渉は行わないことを保障します。

（太白荘行動計画）

自己決定権は、いかなる人にも固有の権利として等しく存在する基本的人権であることを理解し、一人ひとりの能力に相応しい方法で、自己決定が行えるよう支援いたします。

○利用者が理解できる方法による説明をいたします。

（言葉使い・現物の提示・現場訪問・写真の利用等）

○生活全般にわたり、利用者が選択・決定する場面では、十分な説明を行い、不当・過度な干渉を行わないよう支援いたします。

第7条 安心・安全な生活の保障

私たち職員は、福祉サービスの提供において、虐待等の早期発見に努め、人権擁護に向けて積極的な対応をします。

（太白荘行動計画）

利用者に対し、決して人権を侵すことがないように、日々、自分たちの言動・意識を自ら検証し、支援いたします。

- 定期的な虐待アンケートを実施し、不適切な支援の防止に努めます。
- いかなる理由があっても体罰や暴力、虐待等の人権侵害は、決して許されないことを深く認識しながら支援いたします。
- 外部からの不審者対策として、管理棟正面玄関、利用者玄関に、さすまたを設置、事務室・各ケアステーション・管理業務当直室に撃退スプレーを設置し、安全に努めます。
- 危険個所の発見に努め、安全な生活環境の整備に努めます。

第8条 身体拘束へと至らない質の高い生活が守られる権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりが安全、安心、快適な生活が送れるよう、身体拘束に至らない質の高い生活を積極的に提案します。

（太白荘行動計画）

職員は福祉サービス提供者であることを受け止め、このことをしっかり意識しながら行動し、安全・安心・快適な生活支援・ケアサービスを提供いたします。

○身体拘束に至らない質の高い生活支援を目指します。

○威圧的態度や言葉を伴う支援はいたしません。

（言葉による精神的な拘束もあることを知り、話しかけ・声掛けを大切にします。）

○利用者の要望・希望・願いに対し、無視や無関心を装う等の支援・援助の拒否・放棄はいたしません。

第9条 質の高いサービスを受ける権利の保障

私たち職員は、利用者一人ひとりのニーズに基づき、その人らしい生活が送れるよう、福祉サービスを提供します。

（太白荘行動計画）

利用者一人ひとりが、満足の得られる生活を送れるように、一人ひとりのニーズに応えられる質の高いサービスを提供いたします。

○個別支援計画に基づき、ニーズに応じた支援を行うとともに、定期的なモニタリングにより支援の検証と改善を図ります。

○ＱＣ手法等を活用し、生活改善に取り組みます。

○職員一人ひとりが自己研修・自己研鑽に努めます。

第10条 サービス利用計画策定に参画する権利の保障

私たち職員は、利用者に係るサービス利用計画の策定にあたっては、利用者本人及び家族の主体的な参画を基本とします。

（太白荘行動計画）

利用者に係るサービス計画、個別の支援計画は、利用者本人の計画策定参加と同意を基本にすすめ、利用者主体の支援をいたします。

○個別支援計画は、本人が参画の下、本人の意向に沿って立案します。

○本人にも個別支援計画を意識した生活を送ってもらうよう、定期的（6か月毎）に取り組み状況の振り返りを行います。

第11条 意見・質問・苦情を表明する権利の保障

私たち職員は、利用者の意見・質問・苦情には、真摯に傾聴し、具体的な解決、改善を図っていくことを保障します。

（太白荘行動計画）

利用者と職員間の信頼関係を基本に、利用者の「意見・質問・相談・苦情」は、個別的に解決いたします。同時に、個々の解決された問題を一般化し、予防・再発防止等の観点から生活全般に反映・フィードバックし、定着化を図りながらサービスの質の向上に連動するよう努めます。

○「なんでも相談（相談・苦情解決）実施細則」の遵守・活用をいたします。

○利用者が「なんでも・どんなことでも」相談できる人間関係を築けるよう努めます。

○相談・問題は、具体的に解決策を示していきます。

○利用者と職員の話し合いを定期的に行います。

○利用者の自治会活動を支援いたします。